

随 時 監 理

令和7年度

仕 様 書

(随時監理用)

委託業務名：R 7 営繕 つるぎ高等学校 つ・貞光 トイレ改修監理業務

徳島県県土整備部営繕課

仕様書（随時監理用）

1 総則

- (1) 受託者（以下「乙」という。）は、設計図書（図面、工事仕様書等（閲覧補足説明書及び同書に対する質問回答書を含む、以下同じ。）をいう。以下同じ。）、工事請負契約書及び関係法令の内容について熟知の上、工事現場の状況に精通し、工事が完全に施工されるよう公正な立場に立って、かつ責任をもって以下の監理業務を行うものとする。
- (2) 委託者（以下「甲」という。）は、対象工事の監督員業務のうち、本仕様書で定める業務について乙に委託する。
- (3) 乙は、本業務を履行するにあたり業務担当技術者を定めるものとする。また、乙は業務担当技術者の中から監督員の業務を分担する者を定め甲に通知し、その承諾を得るものとする。
- (4) 乙は工事監理にあたり、設計、施工内容上疑義が生じた場合は、直に県の監督員（以下「県監督員」という。）に通知し、県監督員及び県が必要と認めて派遣する設計者と協議のうえ、適切に監理を行うものとする。
- (5) その他、この仕様書に定める業務の処理に関して疑義が生じた場合は、速やかに甲乙協議して定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 委託業務名 R 7 営繕 つるぎ高等学校 つ・貞光 トイレ改修監理業務
- (2) 業務箇所 美馬郡つるぎ町貞光
- (3) 履行期間 契約書による。
- (4) 業務対象工事

本業務の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、下記のとおりとする。

工 事 名	工 期	設計金額(千円)	備 考
R 7 営繕 つるぎ高等学校 つ・貞光 トイレ改修工事建築	令和 8 年 12 月 10 日まで	約 208,230 千円	
R 7 営繕 つるぎ高等学校 つ・貞光 トイレ改修工事管	令和 8 年 12 月 10 日まで		
R 7 営繕 つるぎ高等学校 つ・貞光 トイレ改修工事電気	令和 8 年 12 月 10 日まで		

3 業務内容

(1) 設計監理業務

- ア 設計意図を工事請負業者に正確に伝えるために必要な打合せ及び図面等の作成
- イ 設計図書に基づいて工事受注者が作成する各種施工図、模型、材料、仕上げ見本及び機器製作図の検討及び承諾
- ウ 設計変更が生じた場合の、県監督員等との協議並びに設計変更図書の作成及び工事費の積算
なお、変更設計書については、営繕積算システム R I B C 2 データで提出すること。

(2) 現場監理業務

- ア 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事施工状況の検査及び工事材料の試験若しくは検査
- イ 契約の履行に関し、県監督員が工事受注者に対して行う指示、承諾又は協議についての事前の検討
- ウ 工事に関連する関係諸機関との協議
- エ 関連する 2 以上の工事における工程等の調整
- オ 県監督員と工事受注者及び関係機関等との連絡
- カ 工事の内容に変更等の必要があると認められた場合、その理由及び事項の報告
- キ 対象工事の竣工検査及び部分払い検査に対する協力
- ク 契約図書に基づき、工事受注者から県監督員に提出される書類等の整理
- ケ 工事に関する官公署への提出書類等の作成
- コ 定例会及び県監督員との協議等の議事録の作成
- サ 現場定例会議への参加と会議の進行に係る業務（管理技術者：1 回/月、主任担当技術者：毎回）

4 業務担当技術者の種別及び資格等

業務担当技術者は次のとおりとする。

(1) 管理技術者（1 名以上）

管理技術者は、一級建築士の資格を有し、かつ対象工事全般についてその設計図書を掌握し、工事の施工監理について高度の技術・経験及び能力を有するものとする。

(2) 主任担当技術者（建築担当技術者、設備担当技術者 各 1 名以上 ただし、上記（1）以外の者とする）

主任担当技術者は、工事について、その設計意図を十分に理解し、設計内容に精通すると共に、工事の施工監理について相当の経験と能力を有するもので、大学卒業後 5 年以上又はそれと同等の経験を有するものとする。

5 業務の処理要領

(1) 甲は県監督員を定め乙に通知する。

(2) 甲は対象工事について、工事請負契約の締結又は変更を行った場合、若しくは工事受注者に対して、この業務に関する内容の指示を与えたときは、遅滞なく乙にその内容を通知するものとする。

なお、工事受注者に対する設計変更指示は、甲のみが行い、乙が行うことはできない。

(3) 乙は、業務の経緯及び履行状況が確認できるように、必要な図書及び記録を整理し、県監督員の指示により直ちに提出するものとする。

(4) 乙は、業務を処理した場合は、その都度、その概要を文書により県監督員に報告するものとする。

(5) 乙の担当職員と県監督員の上記以外の処理業務については、別表「工事監理業務一覧表」によるものとする。また、当該業務の処理方法は、別に定める「工事監理業務処理要領表」を参考にする。

なお、別表に定めのない事項については、甲乙協議のうえ実施するものとする。

(6) 乙は、甲に下記の書類を提出するものとする。

なお、様式については甲の指示によるものとする。

ア 着手時

- ・業務計画書

イ 各月末(翌月の 10 日までに提出)

- ・工事監理状況報告書

ウ 部分引渡し時

- ・委託業務部分引渡しに係る検査請求書
- ・工事進行写真、監理日誌、打合せ簿及び各種記録簿

エ 完了時

- ・委託業務完了検査請求書
- ・工事竣工及び完了写真、監理日誌、打合せ簿及び各種記録簿

オ 随時

- ・別表「工事監理業務一覧表」で定められた報告書類
- ・その他必要な書類

6 貸与品、その他

- (1) 対象工事の設計図書に定められた監督員事務所及びその備品のうち、県監督員の指定するものは、この業務に関し無償で使用するすることができる。これらの貸与品は、善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- (2) この業務を行うに必要な業務資料は、貸与又は閲覧することができる。貸与されたものは業務完了時に、速やかに返却するものとする。
- (3) 年度末及び部分引渡し時には、工事の出来高に応じ、各年度の契約額の範囲内で部分引渡しに係る業務委託料の支払いをすることができる。
- (4) 工事の出来高については、令和 7 年度：約 80%、令和 8 年度：約 20%である。
- (5) 追加設計変更が生じた場合は、営繕課が定める監理委託料変更算定基準により委託料の変更を行う。
ただし、設計に契約不適合がある場合は除く。（契約不適合がある場合は当初設計受託者が設計変更を行う）

別 表

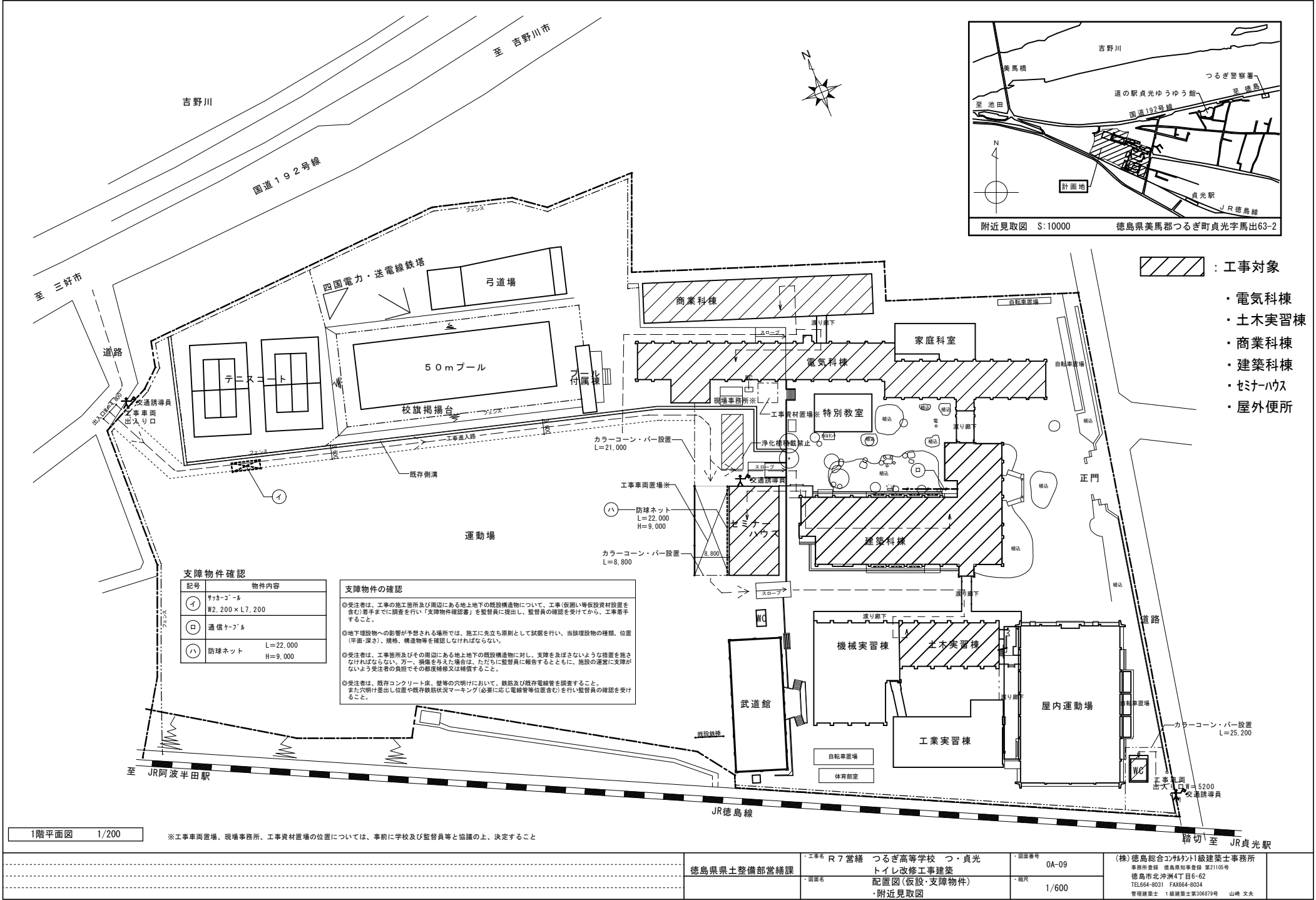
工 事 監 理 業 務 一 覧 表

処 理 区 分 業 務 事 項	業 務 担 当 技 術 者								県 監 督 員					備 考
	立 会	指 示	承 諾	確 認	検 査	協 議	調 査	報 告	立 会	同 意	確 認	検 査	処 理	
1 書類関係														
工 事 工 程 表											○		○	工程段階支払率表による 県へ直接
現場代理人及び主任技 術者等選任(変更)通知書											○		○	県へ直接
施 工 管 理 技 術 者				○				○			○			
技 術 者 台 帳											○		○	県へ直接
電 気 保 安 技 術 者				○				○			△			
工事用電力設備保安責任者				○				○			△			
技 能 資 格 者 証 明				○				○			△			
技能士チェックシート				○				○			△			
施 工 体 系 図				○			△	○			○		△	
施 工 体 制 台 帳				○			△	○			○		△	
再 下 請 負 通 知 書				○			△	○			○		△	
工事実績情報サービス (CORINS)											○		○	県へ直接
官 公 署 竣 工 検 査	○			○				○	○		○		○	消防署、労基局、警察 署、保健所等
工事部分払検査請求書				○				○			○		○	
工 事 施 工 報 告 書				○				○			○		○	
工事報告(進達質疑)書								○			○		○	
火 災 保 険 等				○				○			○		○	火災保険、建設工事
事 故 報 告 書				○			○	○			○		○	
工事中止・解除通知	○						○	○	△		○		○	
設計変更箇所一覧表				○			△	○			○			
設計変更箇所確認書				○				○			○		○	
材 料 品 検 収 願				○			△	○			○			出荷証明等
工事竣工検査請求書				○				○			○		○	
完成図・工事写真 そ の 他				○				○			○		○	保全に関する資料

業 務 事 項	処 理 区 分	業 務 担 当 技 術 者							県 監 督 員					備 考
		立 会	指 示	承 諾	確 認	検 査	協 議	調 査	報 告	立 会	同 意	確 認	検 査	
2 準 備														
工 事 予 定 表				○				○		○				
実 施 工 程 表		△	○					○		○				
総 合 施 工 計 画 書		△	○					○		○				
施 工 見 本	△		○	○				○	△	○				
仕上材、(色)の決定	○		○	○				○	△	○				
施 工 図		△	○					○		△				
工 種 別 施 工 計 画 書		△	○					○		○				
3 材 料														
配 合 計 画 書		△	○					○		○				
機 器 製 作 図 (機 材 承 認 図)		△	○					○		○				
同 等 品 使 用 願				○			○	○			○		○	
材 料 品 検 収 願		△	○		○			○		○				
材料・製品検査(試験) 工 場 検 査	△	△		○	△			○	△		△	△		
4 安 全 関 係														
支 障 物 件 確 認 書	○			○				○	△		○			支 障 物 件 確 認 書
	県監督員の確認後の工事着手とする。													
仮 囲 い 等	○			○				○	△		△			安 全 再 確 認 シ ー ト
墜落防止チェックシート				○				○			△			
足 場	○			○				○	△		○			足 場 チェック リ ス ト
	県監督員の確認後の足場使用開始とする。													
5 施 工														
敷 地 調 査	○			○				○	△		△			
一工程の施工の確認	○	△	○	○	○			○	△	○	△	△		1 工程毎
工 法 提 案						○		○			○			

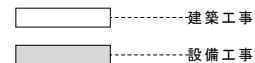
業 務 事 項	処 理 区 分	業 務 担 当 技 術 者							県 監 督 員					備 考
	立 会	指 示	承 諾	確 認	検 査	協 議	調 査	報 告	立 会	同 意	確 認	検 査	処 理	
墨 出 検 査	△				○			○	△		△			
発 生 材 処 理	△			○				○	△		△			
鉄 筋 組 立	○		○		○			○	△		△			各部位毎
コンクリート工事	○		○		○			○	△		△			
機 器 搬 入 取 付			○		△			○		△	△			
各工事区分間の調整			○	○			○	○		○			○	
施 設 管 理 者 と 各 工 事 と の 調 整			○	○			○	○		○			○	
埋設物等の重要な施工	△		○	○	○			○	△	○	△			スリーブ配管、インサート取付等
設 備 機 能 試 験 (検査・調整を含む)	○				○			○	△		△			
各 種 測 定 結 果 表				○				○			△			
公 害 関 係	○		○					○		○			○	
部 分 払 検 査 中 間 検 査	○				○			○	○			○	○	
竣 工 検 査	○				○			○	○			○	○	
手 直 し 検 査	○			○	○			○	○		○	○	○	

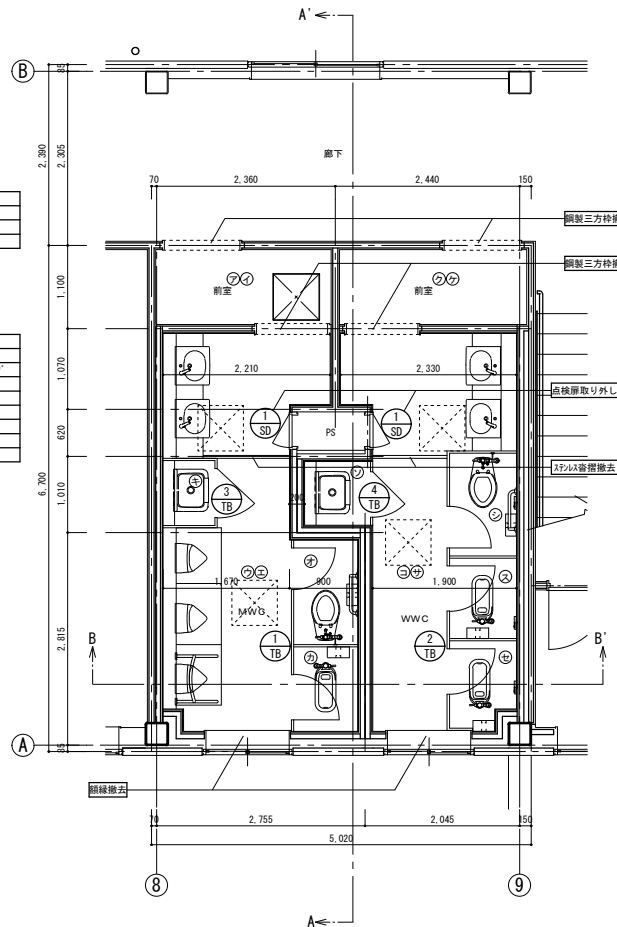
凡例：△ 必要とする場合のみ



参考工程表

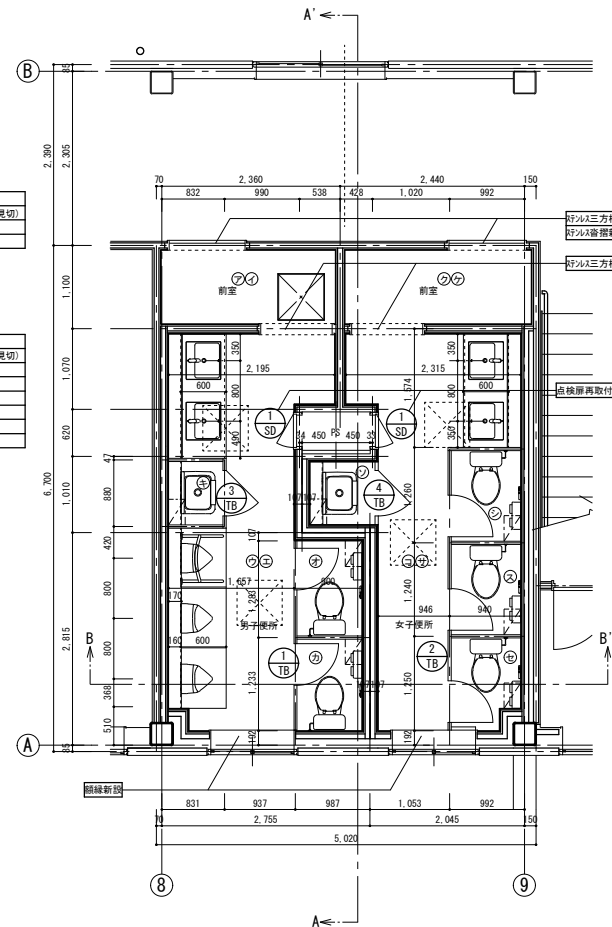
年月 工事区分		1 か月目	2 か月目	3 か月目	4 か月目	5 か月目	6 か月目	7 か月目	8 か月目	9 か月目	10 か月目	11 か月目	12 か月目	13 か月目	14 か月目	15 か月目	16 か月目		
		R 7. 9月	10月	11月	12月	R 8. 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
共通工事		工事準備期間 (工程検討・共通仮設他) 仮設撤去 駄目仕舞 仮設足場設置・内部養生 (電気科棟) 仮設足場撤去 (電気科棟・土木実習棟) 仮設足場設置・内部養生 (商業科棟) 仮設足場撤去 (商業科棟) 内部養生 (セミナーハウス) 仮設撤去 駄目仕舞 仮設足場撤去 (本館・建築科棟)																	
電気科棟	建築工事	内壁劣化調査 工法・数量承認 解体工事 下地工事 (床・壁・天井) 仕上工事 (床・壁・天井・1・2・3等) 部分使用 検査 部分使用期間 (竣工まで)																	
	電気・管工事	事前調査 器具・配管・配線 撤去 床下配管・天井配線等 新設器具付け 試験調整 手直し 美装 手直し																	
土木実習棟	建築工事	内壁劣化調査 工法・数量承認 解体工事 下地工事 (床・壁・天井) 仕上工事 (床・壁・天井・1・2・3等) 部分使用 検査 部分使用期間 (竣工まで)																	
	電気・管工事	事前調査 器具・配管・配線 撤去 床下配管・天井配線等 新設器具付け 試験調整 手直し 美装 手直し																	
商業科棟	建築工事	内壁劣化調査 工法・数量承認 解体工事 下地工事 (床・壁・天井) 仕上工事 (床・壁・天井・1・2・3等) 部分使用 検査 部分使用期間 (竣工まで)																	
	電気・管工事	事前調査 器具・配管・配線 撤去 床下配管・天井配線等 新設器具付け 試験調整 手直し 美装 手直し																	
建築科棟	建築工事	内壁劣化調査 工法・数量承認 解体工事 下地工事 (床・壁・天井) 仕上工事 (床・壁・天井・1・2・3等) 部分使用 検査 部分使用期間 (竣工まで)																	
	電気・管工事	事前調査 器具・配管・配線 撤去 床下配管・天井配線等 新設器具付け 試験調整 手直し 美装 手直し																	
セミナーハウス	建築工事	内壁劣化調査 工法・数量承認 解体工事 下地工事 (床・壁・天井) 仕上工事 (床・壁・天井・1・2・3等) 部分使用 検査 部分使用期間 (竣工まで)																	
	電気・管工事	事前調査 器具・配管・配線 撤去 床下配管・天井配線等 新設器具付け 試験調整 手直し 美装 手直し																	
屋外便所	建築工事	内壁劣化調査 工法・数量承認 解体工事 下地工事 (床・壁・天井) 仕上工事 (床・壁・天井・1・2・3等) 部分使用 検査 部分使用期間 (竣工まで)																	
	電気・管工事	事前調査 器具・配管・配線 撤去 床下配管・天井配線等 新設器具付け 試験調整 手直し 美装 手直し																	
工程区分		準備工		Ⅰ 工程 (4 か月)				Ⅱ 工程 (3 か月)				Ⅲ 工程 (4.5 か月)				Ⅳ 工程 (2 か月)			
留意事項		(1) 参考として、工事の契約月を9月(1 か月目)とした工程表としているが、契約時期に合わせて適宜読み替えて適用すること。 また、本工程表は設計時において学校管理者との調整により作成したものであるが、契約時期や執行年度における学校行事の都合により施工手順等が変動するため、契約後速やかに学校管理者と実行工程について協議調整を行うこと。 (2) Ⅲ工程については、利用者の多い棟につき、可能な限り夏休み等の長期休暇を活用した工事となるよう学校管理者と工程を調整すること。 (3) 屋外便所の工程は、隣接する本館・建築科棟及び土木実習棟の工程と重複しなければ時期は問わない。																	
		Ⅰ 工程		Ⅱ 工程		Ⅲ 工程		Ⅳ 工程											
		電気科棟 土木実習棟		商業科棟		建築科棟 セミナーハウス		屋外便所											





撤去1階平面詳細図 S=1/50

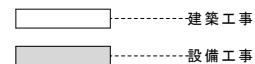
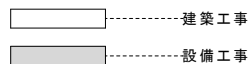
-----建築工事
-----設備工事



改修1階平面詳細図 S=1/50

-----建築工事
-----設備工事

徳島県県土整備部営繕課	工事名 R7営繕 つるぎ高等学校 つ・貞光 トイレ改修工事建築 撤去・改修 商業科棟 1階平面詳細図	図面番号 2A-03 縮尺 1/50	(株)徳島総合コンサル1級建築士事務所 事務所登録 徳島県知事登録 第21105号 徳島市北洲4丁目6-62 TEL664-8031 FAX664-8034 管理建築士 1級建築士第306879号 山崎 文夫
--------------------	---	-------------------------------	---



⑦
壁・タイル浮き部分撤去
床・Pタイル撤去
天井・厚9.5mm化粧石膏ボード撤去

④
照明器具撤去
レバー型撤去
天井点検口撤去

⑦
壁・タイル浮き部分撤去
床・タイル全面撤去し、砂利を埋め戻す
天井・厚9.5mm化粧石膏ボード撤去
トイレブース撤去
ライニング撤去

⑤
照明器具撤去
レバー型撤去
小便器撤去
洗面台撤去
化粧鏡撤去

⑦
和風便器撤去
紙巻器撤去

⑦
洋風便器撤去
紙巻器撤去

⑤
掃除室(水栓共)撤去
タイル張ライニング撤去

天井口撤去

機械実習棟

木製片開戸W800×H2,000撤去

通路

土木器具庫

UP

室名札 既存撤去

廊下

女子便所(来賓用)

30-7

3,000

1,800

385

370

600

530

1,630

145

550

100

107

A'

B'

撤去1階平面詳細図 S=1/50

⑦
壁・メラミン不燃化粧板撤去
市木・長尺シート巻上げ(7号壁見切)
床・長尺シート撤去
天井・化粧石膏ボード撤去

④
LEDダウンライト新設
レバー型新設
天井点検口新設

⑦
壁・メラミン不燃化粧板撤去
市木・長尺シート巻上げ(7号壁見切)
床・長尺シート撤去
天井・化粧石膏ボード撤去
トイレブース新設
ライニング新設
小便器用すり新設
汚塵石新設

④
LEDダウンライト新設
レバー型新設
天井点検口新設
小便器新設
洗面カウンター新設
化粧鏡新設

⑦
洋風便器新設
紙巻器新設
化粧鏡新設

⑦
洋風便器新設
紙巻器新設
化粧鏡新設

⑦
洋風便器新設
紙巻器新設
化粧鏡新設

⑤
掃除室(水栓共)新設
化粧鏡新設

天井口新設

機械実習棟

通路

土木器具庫

UP

室名札 新設

廊下

女子便所(来賓用)

30-7

3,000

1,800

385

370

600

530

1,630

145

550

100

107

A'

B'

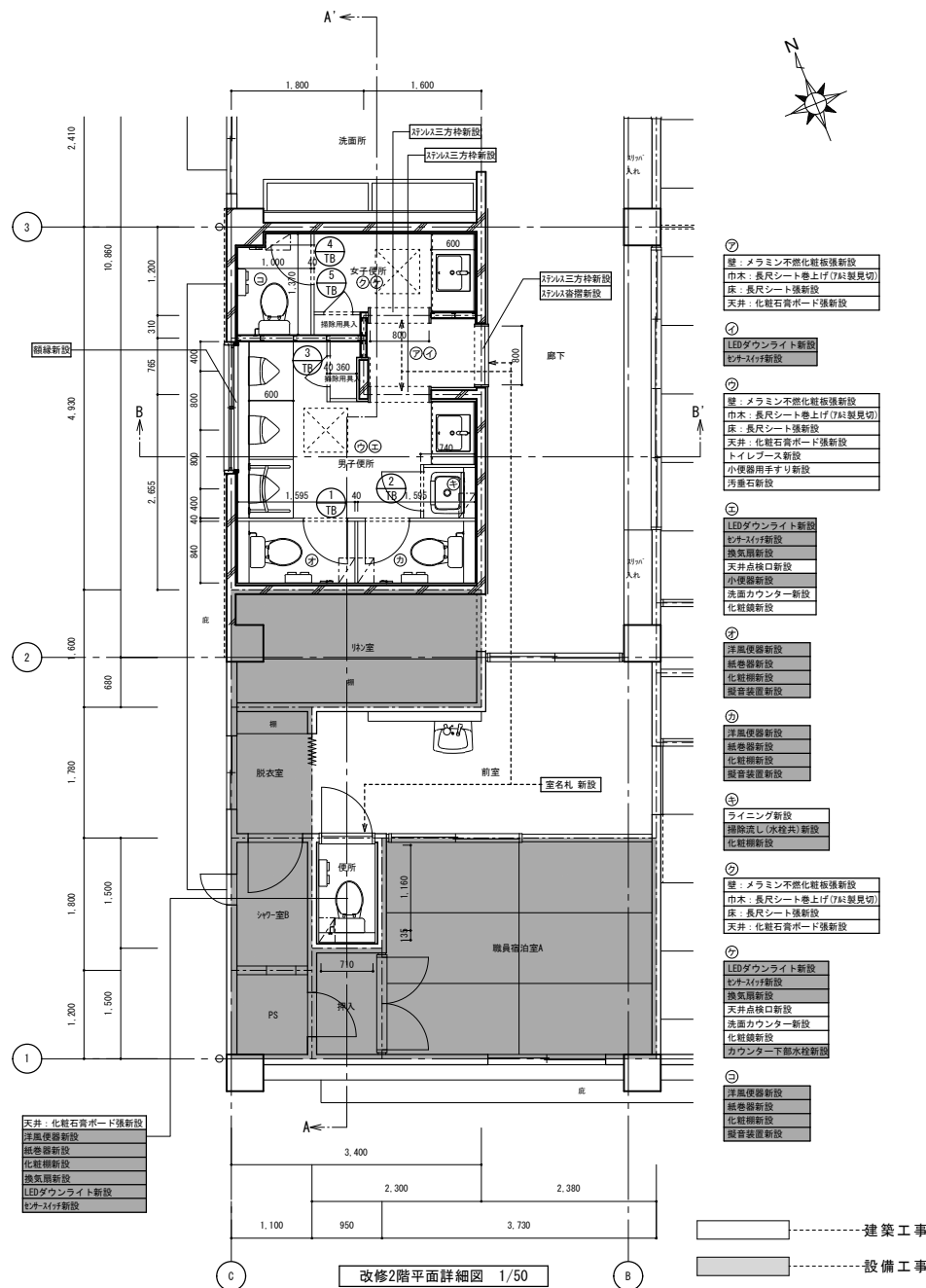
改修1階平面詳細図 S=1/50

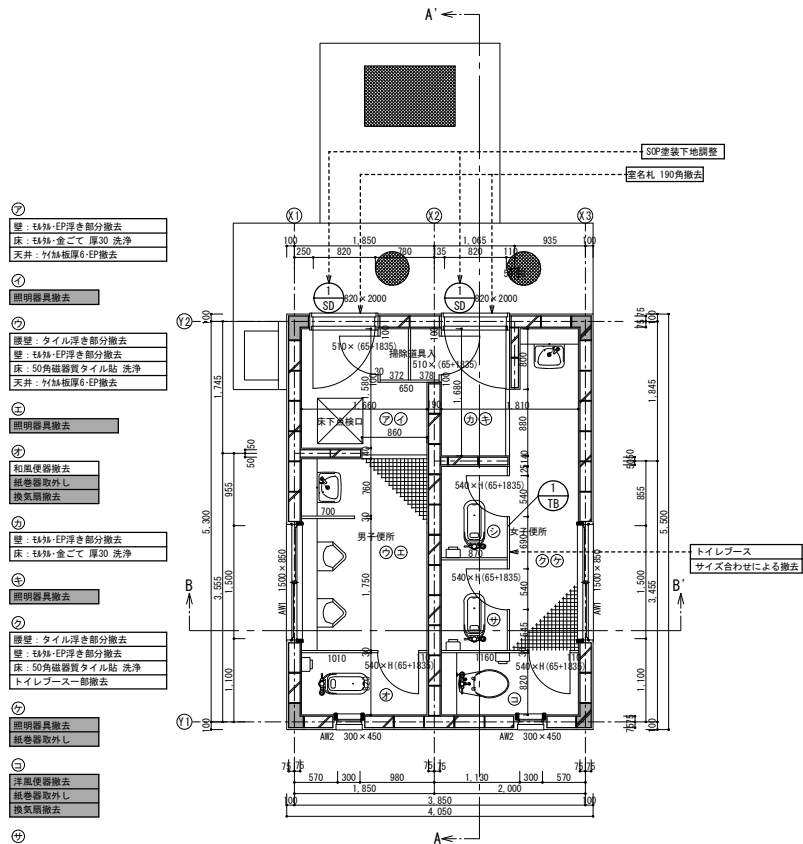


-----建築工事
-----設備工事

-----建築工事
-----設備工事

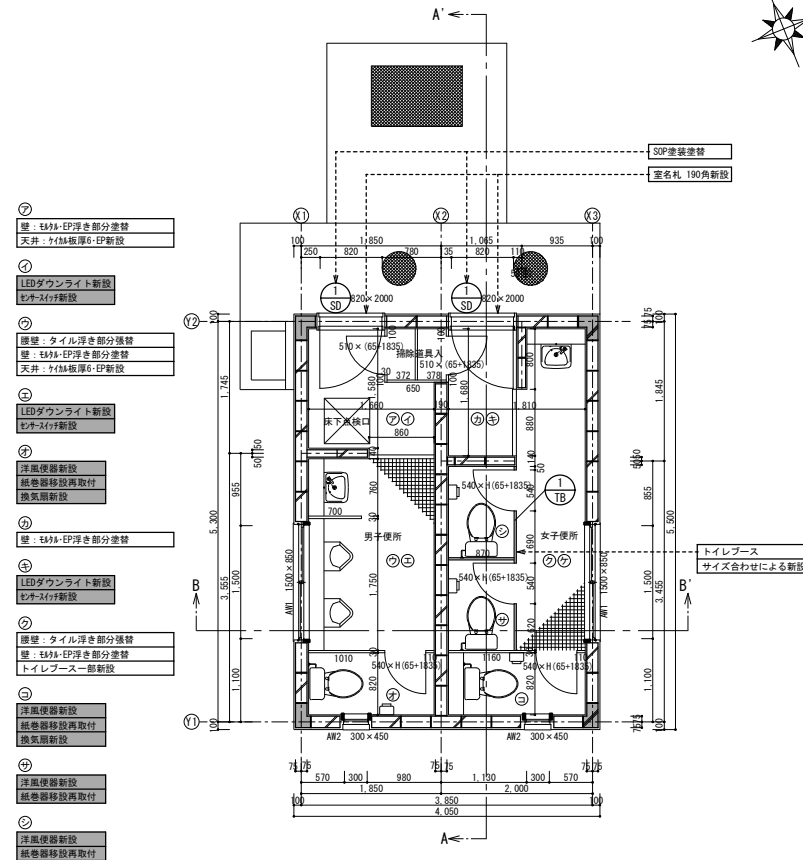
徳島県土木整備部営繕課	工事名 R7 営繕 つるぎ高等学校 つ・貞光 トイレ改修工事建築 撤去・改修 土木実習棟 1階平面詳細図	図面番号 4A-03 縮尺 1/50	(株)徳島総合コンサル1級建築士事務所 事務所登録 徳島県知事登録 第21105号 徳島市北沖洲4丁目6-62 TEL664-8031 FAX664-8034 管理建築士 1級建築士 306879号 山崎 文夫
-------------	--	-----------------------	---





撤去1階平面詳細図 S=1/50

----- 建築工事
----- 設備工事



改修1階平面詳細図 S=1/50

----- 建築工事
----- 設備工事

徳島県県土整備部営繕課 屋外便所	工事名 R7営繕 つるぎ高等学校 つ・貞光 改修工事建築 トイレ改修工事建築 図面名 撤去・改修 1階平面詳細図	図面番号 6A-02 縮尺 1/50	(株)徳島総合コンサルティ1級建築士事務所 事務所登録 徳島県知事登録 第21105号 徳島市北沖洲4丁目6-62 TEL664-8031 FAX664-8034 管理建築士 1級建築士 306879号 山崎 文夫